

# 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する 基準の一部を改正する省令

(平成14年厚生労働省令第107号) (抄)

改 正 案	現 案 行
<p>(施行期日)  <b>第一条</b> (略)                      (経過措置)  <b>第二条</b> この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であって、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「新基準」という。)第三章又は第四章(第三十五条第三項第一号イ(4)及び同号ロ(3)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第三項第一号イ(4)の規定を適用する場合には、同号イ(4)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、新基準第三章又は第四章に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第一号ロ(3)の規定を適用する場合には、同号ロ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>	<p>(施行期日)  <b>第一条</b> (略)                      (設備の基準の特例)  <b>第二条</b> この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「新基準」という。)第十一条の二の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(附則第四条第一項の規定により新基準第十一条の二の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとみなされるものを含む。)に、新基準第十一条第二項、第四項第一号、第二号、第四号及び第五号、第五項並びに第六項第二号及び第五号に定めるところにより居室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けた場合には、当該設備の間に設ける廊下の幅については、新基準第十一条第六項第一号に定めるところによるものとする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームについては、新基準第十一条の二第三項第五号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は適用せず、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、次の各号に定める面積を合計した面積以上とするものとする。</p> <p>一 食堂 二平方メートルに入所定員(前項の規定に基づき新基準第十一条第四項第一号に定めるところにより設けられた居室の入所定員を除く。)を乗じて得た面積</p> <p>二 機能訓練室 一平方メートルに入所定員(前項の規定に基づき新基準第十一条第四項第二号に定めるところにより設けられた新基準第十一条第二項に規定する単位の共同生活室が、三平方メートルに当該単位の居室の入所定員を乗じて得た面積以上を有している場合には、当該単位の居室の入所</p>

改 正 案	現 行
<p>(経過措置)</p> <p><b>第三条</b> この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、特別養護老人ホームであって小規模生活単位型特別養護老人ホーム又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホームでないものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、<u>新基準第十二条及び第三章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。次項において同じ。）に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。</u></p>	<p>定員を除く。）を乗じて得た面積 (読替規定)</p> <p><b>第三条</b> 前条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームについて新基準第七条の規定を適用する場合には、同条第四号中「第十一条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、同条第二項」とあるのは、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第百七号。以下「改正省令」という。）附則第二条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、同条の規定に基づき新基準第十一条第二項の定めるところにより設けられた同項」とする。</p> <p>2 前条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームについて新基準第十七条第二項の規定を適用する場合には、同項中「第十一条の二の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては」とあるのは、「改正省令附則第二条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、同条の規定に基づき新基準第十一条第二項の定めるところにより設けられた単位の入所者は共同生活室で、それ以外の入所者は」とする。</p> <p>(経過措置)</p> <p><b>第四条</b> この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（この省令の施行の後に建物の規模及び構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、<u>新基準第十一条の二の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとみなす。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、<u>新基準第十一条に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。次項において同じ。）に申し出た場合には、当該特別養護老人ホームは、新基準第十一条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとみなす。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>3 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、<u>新基準第十二条及び第四章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。</u></p>	<p>3 <u>第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、新基準第十一条第二項、第四項第一号、第二号、第四号及び第五号、第五項並びに第六項第二号及び第五号に定めるところにより居室、共同生活室、洗面設備及び便所が設けられており、かつ、当該設備の間に設ける廊下の幅並びに食堂及び機能訓練室の合計した面積について、附則第二条に規定する基準を満たすもの（新基準第十一条に規定する基準を満たすものを除く。）が、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、当該特別養護老人ホームは、附則第二条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとみなす。</u></p>